

令和5年度（第5回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和5年8月10日（木）

## 第5回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 角 是明

### 議 事

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 議案第29号 | 農地法第2条の農地でない旨の証明願について   |
| 議案第30号 | 農地法第2条の農地でない旨の証明願について   |
| 議案第31号 | 農地法第2条の農地でない旨の証明願について   |
| 議案第32号 | 農地法第2条の農地でない旨の証明願について   |
| 議案第33号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議案第34号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議案第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議案第36号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第37号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

### 出席委員

- |     |      |     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 笠原利紀 | 2番  | 小山喜行 | 3番  | 坂本渡  | 4番  | 裕浩行   |
| 5番  | 柴田明夫 | 7番  | 鈴木和夫 | 8番  | 谷本昌平 | 9番  | 角是明   |
| 11番 | 中村省一 | 13番 | 濱口昌弘 | 14番 | 増本昌弘 | 16番 | 小原淳一郎 |
| 17番 | 杉本百男 | 18番 | 谷口克朗 | 19番 | 堤和之  | 20番 | 西脇正吾  |
| 21番 | 深美剛一 | 22番 | 山田定男 |     |      |     |       |

### 欠席委員

- |    |     |     |        |     |      |     |      |
|----|-----|-----|--------|-----|------|-----|------|
| 6番 | 杉本忠 | 10番 | 中正司ちか子 | 12番 | 南条紀子 | 15番 | 宇井良子 |
|----|-----|-----|--------|-----|------|-----|------|

### 出席職員

- 事務局2名 濱地、勝山

議長	<p>(角会長 挨拶)</p> <p>はい。時間が来ましたので只今から8月の定例会議を行いたいと思います。皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、定例会議にご出席をいただきましてありがとうございます。ちょっと今、台風が6号、7号と立て続けに来ているような状況でありまして、6号は今日ですかね、韓国へ上陸しているような感じですが、問題は7号ですね。7号はどうもこのまま行きますと、予想ではお盆の15日あたりに中部地方か関東地方に、今の予想ではね、上陸するんじゃないかということであります。そして問題は、その台風が来た時に我々、農業をしている者からしたら色々災害が考えられるんですが、人命に関して言いますと台風の最中にですね、田んぼや畑をちょっと気になるので見に行きたいと、そういうようなことで見に行つてそのまま流されて亡くなられたというような事故が過去にありますのでね、その豪雨の線状降水帯というんですかね、それが発生する時には出来ればですね、生命第一でありますので、気にはかかるところであると思いますが、思わぬ事故に遭わないように我々も心掛けていきたいという風に思っております。どうか皆さん、ひとつよろしく願います。</p> <p>それでは、只今から定例会議を開催したいと思います。本日の欠席届が出ている方は、6番 杉本委員、それから10番 中正司委員、それから12番 南条委員、そして15番 宇井委員の4名です。それから今日の署名委員には3番 坂本委員、それから4番 裕委員、よろしく願います。</p> <p>それでは議案審議のほうに入りたいと思います。本日は9個の議案が提出されております。</p> <p>それでは1番目です。議案第29号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>続いて現地調査の報告をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>はい、11番 中村です。</p>
議長	<p>はい。11番 中村委員。</p>

中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それではですね、第29号議案について何か質問、意見のある方はございませんか。  (なしの声)
議長	はい、なしの声がありますのでこの議案第29号について承認許可することにご異議ございませんか。  (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって原案の通り承認されました。 続きまして、議案第30号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についての提案趣旨説明を事務局からよろしく申し上げます。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、それでは本件についての現地調査報告をよろしく申し上げます。
鈴木委員	はい、7番の鈴木です。初めてですのでよろしく申し上げます。
議長	はい。よろしく申し上げます。
鈴木委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございます。ただ今の議案の趣旨説明、現地調査報告について質問や意見等はございませんか。  (なしの声)
議長	なしの声がありました。皆さんにお伺いします。 議案第30号について承認することにご異議ございませんか。  (異議無しの声)

議長	<p>異議無しと認めます。よって議案第30号は承認許可されました。</p> <p>続きまして、議案第31号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について事務局、趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございます。続いて、現地調査報告をよろしくお願ひします。
増本委員	はい、増本です。
議長	はい。増本委員。
増本委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、それでは議案の提案理由、そして現地調査報告について、何か意見はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、なしの声がありました。</p> <p>異議無しの声がありましたので、これは可決されることとなりました。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。では、現地調査の報告をお願いします。
増本委員	はい、増本です。
議長	はい、お願いします。
増本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございます。ただ今の趣旨説明、そして現地調査報告

	<p>について、質問や意見などはございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、なしの声がありました。それでは皆さんにお伺いします。議案第32号について、承認許可することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声がありました。よって承認許可されることに決定しました。それでは次に議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
事務局	<p>こちらの申請について、前にも説明させていただきましたが、本年4月1日付けで農地取得の下限面積要件というものが撤廃されております。よって以前は取得面積が1,000㎡以下の場合は売買が出来なかった内容ですが、その要件が無くなったということで今回、申請が上がって来たということです。それから本案件につきましては、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件となりますが、この農地法第3条第2項について簡単に説明させていただきます。農地法第3条第2項の許可出来ない要件というものがいくつかあるんですけど、その中で主なものについて簡単に説明させていただきます。まず一つ目に、取得する農地を含めて自分が所有する全ての農地を耕作することが条件のひとつになっています。それから取得者及びその家族、世帯員や従業員等が、取得後にその農地に対して農作業に従事することが確実であると認められない場合が不許可の要件に該当します。それからもう一点、周囲の農地に対して何かしらの支障が出るような耕作方法、例えば使用した農薬が他の農地に流れて行く等ですね、そういう事によって周囲で農業をされている方に悪影響がある場合、そういう場合はですね、許可出来ないということで、主なものはこの三点になります。要は農地の取得後には耕作していただくこと、その為の人材が確保できること、そして周りに迷惑をかけないこととなっています。それからこの第33号の補足ですが、この譲受人の方の住所は〇〇〇〇〇〇になっていますが、譲渡人の〇〇さんが所有する〇〇の住宅も農地と同時に購入されるということで、そちらの家に転居する予定ということを確認し</p>

	<p>ました。よって、通作に関しましては、家の裏手になりますのでその点につきましては問題ないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の提案趣旨説明、並びに現地調査報告について、いえ、先に現地調査報告ですね。よろしくお願いします。</p>
鈴木委員	<p>はい、7番の鈴木です。</p>
議長	<p>はい。7番 鈴木委員。</p>
鈴木委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、分かりました。 只今の議案第33号、提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質問やご意見はございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、なしとの声がありました。それでは皆さんにお伺いします。 議案第33号、原案通り承認許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>はい、異議無しとの声多数です。よって議案第33号は承認することにいたします。 続きまして、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 続いて、現地調査報告をお願いします。</p>
増本委員	<p>はい、増本です。</p>
議長	<p>はい。増本委員。</p>

増本委員	(現地調査報告)
議長	はい、それではお伺いします。 只今の議案第34号、事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、何か質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	なしの声がありましたのでお伺いします。 議案第34号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので議案第34号は原案通り承認許可することといたします。 続いて、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をよろしくお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございます。 続いて、現地調査報告をよろしくお願いします。
堤委員	はい、19番 堤です。
議長	はい。19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございます。 只今の議案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質問や意見はございませんか。
谷本委員	8番、谷本です。

議長	はい、どうぞ。
谷本委員	譲受人が〇〇〇〇の方なので本当に耕作するのかなという疑問もあるんですが、その辺りの情報はありますか。
議長	事務局から、どうぞ。
事務局	はい、この譲受人ですね、名義人になる方は〇〇〇〇からの通作時間が70分という風に申請書には書かれています。ただ、この方の知人で〇〇〇〇の方がおられまして、年齢は〇〇歳の方ですけれど、メインはその方が耕作されるということです。〇〇さん本人は、年間で60日通いますという内容になっています。〇〇〇〇の知人の方は、年間で150日耕作に従事しますということで、営農計画と併せてその旨の誓約書を付けてくれていますので、それを信用するしかないのかなというところです。ただ、実際の耕作につきましては、例えば許可された後は気をつけるように、確認等も必要となって来るかと思いますが、営農計画書と誓約書の内容につきましては特に問題は無いのかなと考えています。以上です。
議長	はい、他にご意見がある方はございませんか。  (なしの声)
議長	はい、それでは皆さんにお伺いいたします。 議案第35号について、許可することにご異議ございませんか。
議長	皆さんどうでしょうか。何か意見はございますか。
堤委員	はい、19番。
議長	19番 堤委員。
堤委員	ここは私が担当している地区でありまして、〇〇〇〇に見た時に、その申請があった時の事を考えると今回、この申請をされて農業をやります、アボカドを植えますと言われてもちょっと信用しがたいところもあるんですが、申請については、今、事務局からあったように要件は満たされた内容になっているということで、一応ここでは承認するしかないのかな

<p>議長</p>	<p>と思いますが、私も定期的に現地に行って畑をやっているのかチェックしていきたいと思っています。</p> <p>私は、その意見としてはね、農業をするからということで農業委員会に申請があった場合、これが履行されるということであるのならば、何も許可しないということはなかなか難しいと思います。その後、許可を受けた後の問題として、その後に出て来る問題として考えられるのは木の伐採によって周りの環境に悪影響が出るとか、国立公園の木を切ってしまうであるとか、そういった点については農業委員会としてタッチするのは難しいと思います。これはまた環境の問題であって、そこで問題があれば別の担当で議論することだということであります。だから農業をするという内容で申請が出てきて、これは通さないですよということは、なかなか難しいなと思いますよ、私はね。皆さんはどうでしょうか。そういったことを踏まえて考えていただいて、これを許可するかしないかの判断をしていただきたいと、他に意見があればお伺いしたいと思いますが、私の考え方というのはそういうことかと思っております。許可した後の問題についてはですね、農業委員会としては追跡しながら少なくとも3年以上、何もしないで〇〇〇〇〇の申請になったというようなことがあればね、そういった話もありますが今の時点ではなかなか難しいですね。事務局、どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。基本的に今回は畑で耕作をしますという内容で申請が出て来ていますので、許可が下りた場合でも地目としては畑のまま残るということになります。それであれば今後、3年間は耕作していただいて、その後で本来の目的かは分かりませんが、〇〇〇〇〇の申請が出て来た場合に、この農業委員会の場で改めて審議されることとなります。農地の権利としては、認められた場合はこの〇〇〇の方に農地の所有権は移りますが、その農地に対して何か別のものに利用したいであるとか農業以外の利用をする場合は、必ず農業委員会を通して結果を、ここでご審議をいただいてその内容についての結果を出して行くという流れになりますので、今回のこの農業をしたいという申請を認めることがイコールで開発行為に直結する訳ではありません。先ほども説明させていただきましたが、農業をしますという内容で農地法第3条第2項の耕作要件であったり、農業の従事者であったり、周りの土地に影響が無いといった要件についてはクリア出来ているのかなというところでありますので、提出いただいている申請書の内容について不備は無いという風に考えております。後は堤委員のお話にあったように権利だけ貰って全く耕作がなされないような状態が続くようであれば</p>

<p>議長</p>	<p>指導の対象になるのかなとは思いますが、今の時点でこの申請内容はおかしいというようなことは言えないのかなと思います。</p> <p>今ちょっと事務局から説明があったように今の段階でこれをどうこう言うのはなかなか難しいように私も思っています。後の問題でそういったことがあった場合に、事務局の説明があったような形になるかと思えます。そういったことを踏まえてちょっとお考えいただいて、許可することについて異議があるかどうか、いかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>何か言ってもらわないと。ちょっと難しいですね。</p> <p>はい、中村委員。</p>
<p>中村委員</p>	<p>農業のね、農地の下限面積の要件も取れたからね。農業をしますよっていう申請を出されたらもう信じるしかないですよ、実際はね。前から色々といきさつがあったかとは思いますが、下限面積というものが取れてしまったんでね、誰でも農業が出来るというような格好になりましたね。私は農業をしますと言われたらもうそれを信じるしかないですよ。実際は色々出て来たとしても信じるしかないですよ。前にも同じような、こういう内容で〇〇〇〇の人が来て、あの〇〇〇〇で農地を取得しましたけれど、やはり耕作には来られていない。それでもやりますと言われたら信じるしかないんですよ。自分らは何の力も持ってないからね。書類上の不備がなければそれを信じるしかない。そうなった場合でも耕作者の体調が悪くなって耕作できなくなるとかいうのも出て来ますからね。今の時点では書類的に不備が無ければね、色々思うところがあっても、これは信じるしかない。こうやって農業をしますと言われたら、そうですか、頑張ってくださいとしか言いようがない。個人的にはね、思いがあったとしても信じることにしか出来ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>小山委員、どうでしょうか。</p>
<p>小山委員</p>	<p>現地調査で見てきた通り。会長らの意見と同じです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは他にご意見はございませんか。なければ許可することに、私としてはならざるを得ないと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議無しの声)</p>

議長	<p>はい、ではそういったことでよろしく申し上げます。</p> <p>続いて、議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続いて、現地調査報告をよろしくお願いいいたします。</p>
増本委員	<p>はい、増本です。</p>
議長	<p>はい。増本委員。</p>
増本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、この議案についての提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、ご質問やご意見はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>なしの声がありましたので皆さんにお伺いします。</p> <p>議案第36号、承認許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声がありました。よって議案第36号は許可することといたします。</p> <p>続いて、議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続いて、現地調査報告をよろしくお願いいいたします。</p>

鈴木委員	はい、7番 鈴木です。
議長	はい。7番 鈴木委員。
鈴木委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございます。 只今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質問やご意見のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、なしの声がありましたので皆さんにお伺いします。 議案第37号、許可することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声がありましたので議案第37号は原案通り承認可決されました。 これで皆さんのご協力を得まして、初めての私が会長で色々とはまどいがありました。無事に議案審議は全て終了しました。ありがとうございました。 それでは、その他についてご意見がある方はございませんか。
	(定例会を欠席する場合又は遅刻・早退する場合の取扱いについて)
議長	他になければこれで終了とします。ありがとうございました。
	午後2時31分 定例会終了